

(案)

委 託 契 約 書

地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、信義を重んじ誠実に履行するものとして、次のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、診療報酬請求、受付・案内、入院計算・請求、検診等の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（履行場所）

第2条 乙の委託業務の履行場所は、福岡県大牟田市宝坂町2丁目19番地1とする。

（契約期間）

第3条 令和9年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料は、_____円（消費税及び地方消費税額を除く。）とする。

（委託業務の履行の方法）

第5条 乙は、この契約上の義務の履行については、本契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

（監督指示）

第6条 乙は、この契約上の義務の履行については、甲の指示に従わなければならない。

（業務責任者）

第7条 乙は本契約業務の履行にあたり、本契約業務の責任者（以下、業務責任者という）を選任し、次の職務を行わせるものとする。

（1）乙の従業員の配置及び業務上の指揮命令

（2）乙の従業員の労務管理

（3）本契約業務の履行に関する甲との連絡及び調整

2 甲は、本契約業務の履行に関する発注者としての指示は乙の選任した業務責任者に対して行うものとする。

3 乙は業務責任者の氏名を甲に通知する。これを変更した場合も同様とする。

（報告、提案）

第8条 甲は乙に対し、必要に応じて、乙の選任した業務責任者を通じて、本契約業務の処理状況の報告を求めることができる。乙は、甲の求めに応じて、速やかに報告するものとする。

2 乙は甲に対し、別に定める締切日に書面をもって本契約業務の完了を届け出るものとする。甲は直ちに本契約業務内容を確認し、本契約業務内容に適合しないものがある場合は速やかに乙に是正の指示をするものとする。本契約内容に適合する場合は、確認が完了した旨を確認印にて乙に通知するものとする。

3 乙は、本契約業務を円滑に履行するため、又はその精度の向上を図るために必要と認めたときは、甲にその方策を提案することができる。甲は、この提案を受けた

ときは、誠意をもって応えるように努めるものとする。

（労働法上の責任）

第 9 条 乙は乙の従業員に対する雇用主として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って労務管理を行うものとする。

（規律維持）

第 10 条 乙は乙の従業員の教育指導に万全を期し、秩序規律及び風紀の維持に責任を負うものとする。

（再委託等の禁止）

第 11 条 乙は、この契約上の義務の履行を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第 12 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約の変更等）

第 13 条 乙が天災事変、社会情勢の変化その他やむを得ない理由により、義務の履行ができない場合には、甲の承認により契約の変更をすることができる。

2 乙は、前項の規定により契約の変更をしようとする場合は、遅滞なく甲に申請しなければならない。

3 甲は、甲の都合により必要があると認めたときは、乙の同意を得て契約の内容および期間の変更ならびに一時中止をすることができる。

（損害賠償）

第 14 条 乙は、この契約上の義務の履行に関し、乙の責めに帰する理由により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（本業務の引継ぎ）

第 15 条 乙は、指定期間が終了する場合は、甲又は甲の指定するものに対して、本業務が円滑に継続できるよう万全な引継を行わなければならない。

（契約の解除）

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

（1）契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込がないとき。

（2）正当な理由なしに着手時期を過ぎても着手しないとき。

（3）契約の履行にあたって、甲の指示に従わなかったとき、又はその職務執行を妨害したとき。

（4）関係法令、規則等の規定に違反したとき。

（5）前各号のほか契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、甲の都合により必要があると認めたときは、乙の同意を得て契約を解除することができる。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の 10 分の

1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第18条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（目的外利用及び外部提供の禁止）

第19条 乙は、本契約の履行に当たって取り扱う個人情報を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第20条 乙は、本契約の履行のために甲から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

（個人情報の受渡し及び搬送）

第21条 甲及び乙は、本契約の履行のため個人情報の受渡しを行う場合は、その内容、数量、取扱者及び受渡し年月日を確認の上行うものとする。

2 乙は、個人情報の搬送中における個人情報の散逸、き損等事故のないよう安全確保に万全の 対策を講じなければならない。

（適正な管理）

第22条 乙は、本契約の履行に当たって取り扱う個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（返還義務）

第23条 乙は、本契約の履行のため甲から引き渡された個人情報を本契約の終了後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故報告義務等）

第24条 乙は、本契約の履行に当たって取り扱う個人情報に関し、漏えい、き損、滅失、改ざんその他の事故が生じたときは、適切な応急の措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第25条 甲及び乙は、相手方に対し本契約締結時に自ら（法人の場合は代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、反社会的勢力と一切関係を持たないことを確約する。

2 甲および乙は、相手方より前項の該当性の判断のために調査を要すると判断された場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

3 甲および乙は、本契約締結期間中、自らまたは第三者を利用して相手方に対して次の行為を行わないことを確約する。

（1）相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

(2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
4 甲および乙は、相手方が本条第 1 項および第 3 項に違反した場合、催告することなく本契約を解除することができる。

5 甲および乙は、本条の規定により本契約を解除した場合には、相手方に対しこれによる損害を賠償する責を負わない。

6 乙が本条第 1 項および第 3 項に違反したことにより甲が契約を解除した場合、乙は甲に対し契約金額総額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として支払う。

(補則)

第 26 条 この契約書に定めるもののほか、乙は、地方独立行政法人大牟田市立病院契約規程、その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

2 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 (甲) 福岡県大牟田市宝坂町 2 丁目 19 番地 1
地方独立行政法人大牟田市立病院
(代表者) 理事長 鳥 村 拓 司 印

受託者 (乙)

(代表者) 印
()